

我 監 第 5 3 号
令和 2 年 8 月 1 9 日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市監査委員 山口 幹夫

我孫子市監査委員 椎名 幸雄

令和元年度我孫子市財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された「令和元年度我孫子市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度

我孫子市財政健全化判断比率審査意見書
公営企業の資金不足比率審査意見書

我孫子市監査委員

令和元年度 我孫子市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月7日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、いずれの財政健全化判断比率も、早期健全化基準を下回っていた。

(単位:%)

財政健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	12.17
連結実質赤字比率	—	—	17.17
実質公債費比率	0.9	1.0	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」で記載している。将来負担比率については、算定の結果マイナスとなったため、「—」で記載している。

令和元年度 公営企業の資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月7日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、いずれの会計も経営健全化基準を下回っていた。

特別会計（公営企業）名称	資金不足比率（%）		経営健全化基準（%）	備考 事業規模（千円）
	令和元年度	平成30年度		
我孫子市公共下水道事業特別会計	—	—	20.0	1,494,302
我孫子市水道事業会計	—	—	20.0	2,001,027

（注）資金不足がないため、「—」で記載している。